

別表 コミュニティ形成支援補助金 経費例一覧表

	対象となる経費例	対象とならない経費例
① 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の住民に広く周知され、区域内の住民が誰でも参加・交流できるイベントに関する経費 ※高齢者・子どもがメインの事業や全体的な練習会等でも、上記条件を満たせば対象とする	<ul style="list-style-type: none"> ・周知、参加が一部に限定されたイベントに関する経費 ・領収書（日付、宛名、明細）不備のもの ・自治会の経常的な運営に要する経費 ・政治的、宗教的な性格をもつ経費 ※専ら世俗的かつ一般的なものに関してはこの限りとせず、伝統的な行事等については地域性を鑑みて判断する
① 食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の個人に対する食糧費 ・1つのイベントにて参加者1人あたり税込700円以内の食糧費 ・調味料、飲食用氷、お茶、ジュース、ノンアルコール飲料、菓子等含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類 ・区域外の個人に対する食糧費 ・1つのイベントにて参加者1人あたり税込700円を超えた分の食糧費
② 景品・記念品	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の個人に対する景品・記念品 ・参加者・対象者に配布するもの、持ち帰るもの ・1つのイベントにて参加者1人あたり税込500円以内の経費 ・1点につき税込500円までの経費 ※景品⇒ビンゴ大会景品、金魚等 記念品⇒記念写真、持ち帰る赤飯や紅白餅等	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券、図書券等の金券 ・区域外の個人に対する景品・記念品 ・1つのイベントにて参加者1人あたり税込500円を超えた分の経費 ・1点につき税込500円を超えた分の経費
③ 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施に必要な1点税抜10,000円未満のもの ※割箸、紙皿、イベントに必要な設営資材等	<ul style="list-style-type: none"> ・1点税抜10,000円以上のものは備品とみなし、全額対象外とする
④ 謝礼・出演料	<ul style="list-style-type: none"> ・法人、団体、区域外個人の出演者等への謝礼・出演料 ・上記対象への謝礼としての物品購入費含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の個人に対する謝礼・出演料
⑤ 保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント保険等 	
⑥ 使用料・レンタル料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料（打ち合わせ等の会場使用料を含む） ・法人、団体、区域外の個人からの借用料 ※テント、発電機、屋台設備、運搬車両、バス借用等	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の個人から借用したものに対する使用料・レンタル料（燃料等の実費除く）
⑦ 燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施に必要なガソリン代、灯油代等の実費 ※買出・運搬時のガソリン代、草刈り機の燃料費等	
⑧ 印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料、周知チラシ・ポスター等の印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金申請、報告に要するもの（報告写真含む）
⑨ 交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施に必要な交通費 ※高速料金・公共交通機関・講師旅費等	
⑩ 入場料		<ul style="list-style-type: none"> ・施設への入場料、入園料、入湯料等
⑪ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・振込・検査手数料等 	
⑫ クリーニング代	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの一環で使用した衣装のクリーニング代 	
⑬ 委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントに必要な警備、交通整理等の一部の委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの再委託経費
⑭ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で、市長が補助することが適当と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で、市長が補助することが適当でないとする経費